

一般社団法人日本医療経営学会 定款細則

第1章 総則

第1条（目的）

本細則は、定款第40条に基づき、定款を運用するために必要な事項を規定し、当法人の円滑な活動を推進することを目的とする。

第2章 会費

第2条（会員の種別及び会費）

1. 当法人の会員が負担する会費（年会費）は、次のとおりとする。

正会員	10,000円
賛助会員（A）	150,000円
賛助会員（B）	30,000円
学生会員	5,000円
名誉会員	0円

2. 会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

第3章 委員会

第3条（委員会の設置）

1. 当法人は、その内部組織として、各種の委員会を設置できる。

2. 当法人は、当面の間、次の委員会を設置する。

会員選考委員会、総務委員会、編集委員会、財務委員会、学術・研修委員会、広報委員会、保険委員会、倫理委員会

第4章 学術集会

第4条（学術集会の開催）

1. 当法人は、学術集会として、年次集会を毎年1回開催する。

2. 学術集会の会長、次期会長、次々期会長などは、理事の中から理事会の推薦に基づき評議員会で選任される。

3. 会長の任期は、前年度の学術集会終了の翌日から当該年度の学術集会終了日までとする。

4. 会長は学術集会を主宰し、学術集会は、会長の責任において開催されるものとする。

第5章 帳簿等

第5条（書類及び帳簿の保存）

1. 当法人の事務所には、次の書類及び帳簿を備えなければならない。但し、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときにはこの限りではない。

①定款（及び細則を含む）

- ②会員の名簿
- ③役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- ④財産目録
- ⑤資産台帳及び負債台帳
- ⑥収入支出に関する証拠書類及び帳簿
- ⑦理事会及び社員総会の議事に関する書類
- ⑧処務日誌
- ⑨官公署往復書簡
- ⑩その他必要な書類及び帳簿

2. 前項第1号から第5号までの書類は永年、同項6項及び7項の書類及び帳簿は10年以上、その他の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

以上

施行 27年6月13日